

4 特定入所者介護（介護予防）サービス費（補足給付）の見直しについて

（1）配偶者の所得の勘案（2015年（平成27年）8月施行）

世帯分離していても、配偶者が市町村民税課税者である場合は、支給対象外となります。[※配偶者の範囲は、省令規定予定]

（配偶者の範囲）

ア 所得を勘案する配偶者

（ア）婚姻届を出していない事実婚

イ 所得を勘案しない配偶者

（イ）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に定める配偶者からの暴力があった場合

（イ）行方不明の場合

（イ）その他これに準ずる場合（申請者自身がDV加害者等）

（2）預貯金等の勘案（2015年（平成27年）8月施行）

預貯金等について、単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下であることが要件に追加されます。[※金額は、省令規定予定]

（預貯金等の範囲）

種 類	対象か 否か	確認方法
預貯金（普通・定期）	○	通帳の写し（※原則、申請日の直前から2か月前までの期間の写し） （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	○	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	○	借用証書などの写し
生命保険	×	— ※貯蓄性がある生命保険であっても、保険事故への備えという性質を併せ持つため、対象外とする。
自動車	×	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	×	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	×	—

（3）非課税年金の勘案（2016年（平成28年）8月施行）

現在、第2段階と第3段階については、「年金収入＋合計所得金額」で判断していますが、非課税年金（遺族・障がい年金）の額もこの額に含めて判定します。

[※勘案する非課税年金の種類は、告示規定予定]

(4) 特例減額措置の要件の見直し(2015年(平成27年)8月施行)

現在、市町村民税課税世帯であっても、一定の要件に該当する場合には、特例的に第3段階として補足給付の支給対象としています。

配偶者の所得の勘案に伴い、配偶者が課税者の場合には、世帯分離や転居によって単身の非課税世帯となっている入所者も課税世帯と同様の利用者負担となります。

このため、現行の要件に加え、「入所者本人が単身の非課税世帯であり、世帯外の配偶者が課税されている」場合も特例減額措置の対象となります。

<要件>

次の①～⑥の全て、又は②～⑦の全てを満たしていること。

- ① その属する世帯の構成員の数が2以上
- ② 介護保険施設(及び地域密着型介護老人福祉施設)に入所・入院し、利用者負担第4段階の食事・居住費を負担
- ③ 世帯の年間収入から施設の利用者負担(1割負担・食費・居住費)の見込額を除いた額が80万円以下
- ④ 世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下
- ⑤ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない
- ⑥ 介護保険料を滞納していない
- ⑦ 入所者本人が単身の非課税世帯であり、世帯外の配偶者が課税されている

(5) 多床室における負担上限額の見直し(2015年(平成27年)4月施行)

多床室における負担上限額及び基準費用額が変更となります。このため、現在「介護保険負担限度額認定証」を交付している方(負担上限額が変わらない第1段階の方を除く。)に対して、多床室の負担上限額を改定した認定証を4月初旬に送付する予定です。

認定証が届くまでの間は、多床室「320円」とあるのを「370円」と読み替えて、利用者等に説明するようお願いします。

区分	居住費(滞在費)						食費
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	多床室 (特養等)	多床室 (老健・療養等)	
第1段階	820円	490円	320円	490円	0円	0円	300円
第2段階	820円	490円	420円	490円	320円 →370円	320円 →370円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	820円	1,310円	320円 →370円	320円 →370円	650円
基準費用額	1,970円	1,640円	1,150円	1,640円	320円 →370円 【840円】	320円 →370円	1,380円

※【 】内は、2015年(平成27年)8月施行

(6) 不正行為への加算金 (2015年(平成27年)8月施行)

特定入所者介護(介護予防)サービス費を、偽りその他の不正行為により受給した場合は、給付した額の返還に加えて、給付額の最大2倍の加算金を徴収することができることとなります。

(7) その他

ア 所得更正について

所得更正により課税状況が変わる場合は、当初判定を行った時点まで遡及し、差額調整を行います。

イ 制度改正により第4段階となる既入所者への配慮について【調整中】

2015年(平成27年)8月1日現在で入所しており、第1段階から第3段階に該当していたが、今回の見直しによって、第4段階となる方に対し、負担増の激変緩和を図る観点から、各施設の判断で可能な限り、食費・居住費の額について、基準費用額を上限として設定する等の配慮を行っていただきますようお願いいたします。

なお、配慮が必要となる入所者を施設で判別できるよう、不支給決定通知に不支給となった理由を明記する予定です。

(参考) 対象者ごとの負担上限額 [1日当たり] (現行)

	対象者	居住費(滞在費)		食費
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の被保護者 境界層措置該当者(本来の負担段階では生活保護を必要とするが、より低い段階を適用すれば生活保護が必要とならない方。以下同じ。) 市町村民税世帯非課税者であって、高齢福祉年金受給者 	ユニット型個室	820円	300円
		ユニット型準個室	490円	
		従来型個室 (特養等 ^{※1})	490円 (320円)	
		多床室	0円	
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税者であって、公的年金等(税法上課税対象とならない遺族年金、障がい年金等を含みません。)の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 境界層措置該当者 	ユニット型個室	820円	390円
		ユニット型準個室	490円	
		従来型個室 (特養等 ^{※1})	490円 (420円)	
		多床室	320円	
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税世帯非課税者であって、第1・2段階以外の方 境界層措置該当者 市町村民税世帯課税者であって、特例減額措置該当者 	ユニット型個室	1,310円	650円
		ユニット型準個室	1,310円	
		従来型個室 (特養等 ^{※1})	1,310円 (820円)	
		多床室	320円	
第4段階	上記のいずれにも該当しない方 (対象とならないため、限度額認定証の交付はありません。)	ユニット型個室	1,970円 ^{※2}	1,380円 ^{※2}
		ユニット型準個室	1,640円 ^{※2}	
		従来型個室 (特養等 ^{※1})	1,640円 ^{※2} (1,150円 ^{※2})	
		多床室	320円 ^{※2}	

※1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)・(介護予防)短期入所生活介護

※2 国が定めた平均的な費用額です。実際は、各事業者が設定した額となります。